



時津町DX推進計画

TOGITSU TOWN DIGITAL TRANSFORMATION PROMOTION PLAN

[計画期間: 令和7年度~令和9年度]



長崎県時津町
令和7年4月(令和8年3月改訂)

目次

第1章 デジタル社会の実現に向けた動向	2
1. 国の動向	2
2. 時津町の現状と課題	4
第2章 計画策定における基本的考え方	5
1. 計画策定の趣旨	5
2. 計画の位置付けと推進期間	5
第3章 推進体制	6
1. 計画の推進	6
2. 時津町DX推進本部	6
第4章 計画の方向性	7
1. 時津町DX推進基本方針	7
2. 計画の進行管理	7
第5章 実現に向けた施策・事業の展開	8
基本方針1 デジタル技術を活用した住民サービスの向上	8
施策① マイナンバーカードの利用促進	8
施策② 行政手続のオンライン化	9
施策③ デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化	10
施策④ デジタルデバインド対策	11
施策⑤ キャッシュレス導入	12
基本方針2 デジタル化による行政運営の効率化	13
施策⑥ 地方公共団体情報システムの標準化	13
施策⑦ 自治体のAI・RPAの利用促進	14
施策⑧ 行政内部のデジタル改革	15
基本方針3 安心・安全の確保と人材育成	16
施策⑨ セキュリティ対策の徹底	16
施策⑩ 職員研修の充実	17

第1章 デジタル社会の実現に向けた動向

1. 国の動向

① デジタル社会の実現に向けた重点計画

デジタル社会の実現に向けた国の取り組みについては、平成28年12月に官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）が制定され、この法律に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。この基本計画では、国民が安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる「デジタル社会」の実現に向けた政府全体のデジタル政策を取りまとめています。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降は、デジタル社会の実現に向けて行政のデジタル化に関する動きが進み、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた基本方針」が閣議決定され、これからのデジタル社会の目指すビジョンとして「デジタル活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が掲げられ、利用者目線でのデジタル改革の必要性が示されました。

続いて、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の成立を受けて、令和3年6月に基本計画が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと全面改定されました。加えて、令和3年12月には、デジタル庁の発足に伴い再び改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき取り組みが示されました。

② デジタル手続法

デジタル・ガバメントを推進するため、令和元年12月に情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）が改正されました。この法律ではデジタル技術を活用し、行政手続等の利便性を向上させるとともに、行政運営の簡素化・効率化を目指しています。具体的には、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、情報を二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」といった、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続のオンライン化のために必要な事項が定められています。

③ 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和3年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へ統合）に明記された自治体におけるデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国の主導と住民に身近な行政を担う自治

体の役割は極めて重要であることから、自治体DX推進のために、令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、関係省庁の支援策等を取りまとめました。

自治体DXの重点取組事項
① 自治体フロントヤード改革の推進
② 地方公共団体情報システムの標準化
③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
④ 公金収納におけるeL-QRの活用
⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
⑥ セキュリティ対策の徹底
⑦ 自治体のAIの利用促進
⑧ テレワークの推進
自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
② デジタルデバйд対策
③ デジタル原則を踏まえた条例等の規制の点検・見直し

④ デジタル改革関連法

デジタル社会の実現に向け、令和3年5月にいわゆるデジタル改革関連法が成立し、以下の法律が公布されました。

- ◆ デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）
- ◆ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）
- ◆ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）
- ◆ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
- ◆ 預貯金者の意思に基づく個人情報の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）
- ◆ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理するシステムについて、国の策定した基準を満たすシステムの利用を義務付けるものであり、各自治体は令和7年度末までにシステムの移行を完了させることとされています。

また、令和3年9月に発足した「デジタル庁」は、デジタル社会の形成に関する司令塔として行政の縦割りの打破を目指し、複数の省庁間での連携強化や迅速な政策実行を担っています。

2. 時津町の現状と課題

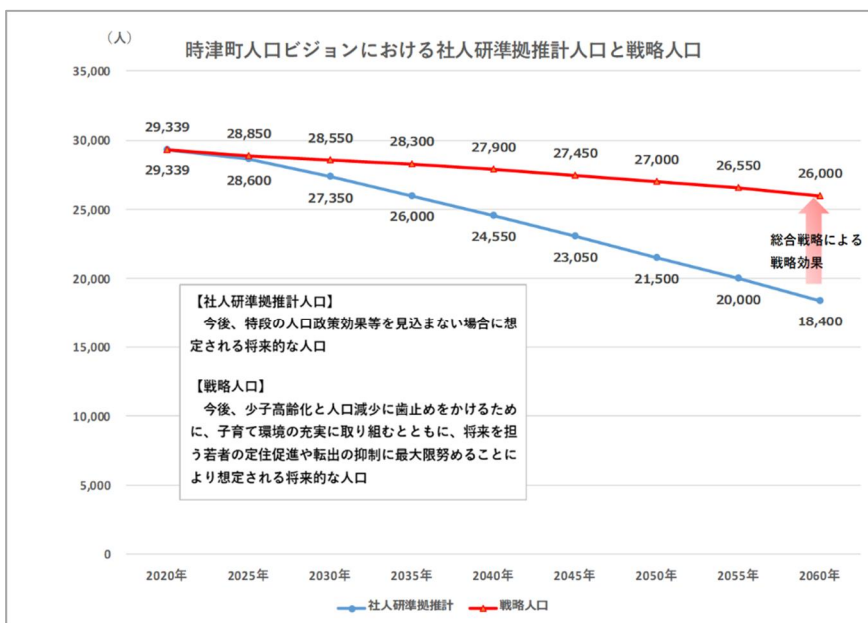
人口減少対策は国をあげて取り組むべき喫緊の課題となっていますが、平成27年の国勢調査において、初めて人口減少に転じた本町は、持続可能なまちづくりを推進するためにも、人口減少対策の取り組みを行うことは、一刻の猶予も許されない状況となっています。

本町においては、直面する人口減少問題を最重要課題と位置づけ、平成27年9月に時津町総合戦略、令和2年3月に第2期時津町総合戦略を策定し、子育てや教育環境の充実、高齢者の健康づくり、生活の基盤となる道路などの社会資本整備、交流人口の拡大による地域活性化など、様々な施策を講じてきました。

そのような取組の結果、本町においては、一時的に人口が増加した時もありましたが、進学、就職等による若年層の転出超過や高齢化の進行に伴う自然減により、全体としては人口減少が続く状況となっています。長崎県においても、若者と女性の県外流出が課題となっており、若者・女性に魅力的な雇用の場の創出が必要とされています。

また、全国的に少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、労働供給制約、深刻な人手不足が発生しており、デジタル技術の活用による効率化・省人化の推進、生産性の向上も課題となっています。

令和7年3月に改訂された時津町人口ビジョンでは、人口の将来展望について「2060年に26,000人程度の人口水準」を維持する戦略人口を継続目標とし、その目標達成に向け、第3期時津町総合戦略において、重点的・戦略的に取り組むべき施策や事業を構築し、デジタルの活用による課題克服、関係人口の創出・拡大を図り、人口減少問題の解決に町民一人ひとりが自らの問題として向き合い、産官学金労言の各分野、そして町民全体の総力を結集して人口減少対策に取り組んでいくこととしています。



第2章 計画策定における基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

国において、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を令和2年12月に閣議決定し、「デジタル活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指すべきデジタル社会のビジョンとして掲げ、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を強力的に推進する方針を示しました。また、特に自治体が重点的に取り組むべきデジタル化については、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」という形で内容が具現化され、自治体DXに取り組むこととなりました。

本町の行政運営においても、将来的に人口減少により経営規模の縮小を余儀なくされることが考えられ、事務の簡素化やデジタル技術の活用を通じて、住民サービスを維持する必要があります。その一環として、システム導入等による業務の効率化や、デジタル技術を活用し無駄な工程を削減するなど、業務の省人化・省力化に取り組むことで、地域課題が顕在化しつつあるものの、リソース不足により手が付けられていない分野にも注力することができます。このようなことから、町内の課題や事業の優先順位を検討し、本町の基本方針や目標の実現に向けた施策等を定めた「時津町DX推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付けと推進期間

本計画は、本町の最上位計画である「第6次時津町総合計画」における目標の達成に向けた方策の一つとして、デジタル技術を活用した施策を推進するための計画と位置付け、加えて、「第3期時津町総合戦略」など関連する各種計画との整合性を確保します。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する、「市町村官民データ活用推進計画」を兼ねるものとし、国が進める施策との整合・連携を図る必要があるため、総務省策定の「自治体DX推進計画」を踏まえた計画とします。

なお、令和8年1月に改訂された「自治体DX推進計画」（第5.1版）においては、計画期間を設けず、5年間をめぐり自治体の主な取組スケジュールを示すとともに、毎年度更新を行うこととされたが、本計画の推進期間（令和7年4月から令和10年3月までの3年間）は変更せず、必要に応じて見直しを図ることとします。

第3章 推進体制

1. 計画の推進

デジタル化に関する各施策の進捗管理を行い、効果的かつ効率的なデジタル化施策の実現を目指します。

第5章の各事業の導入については時津町DX推進本部で検討後、担当課が推進し、事務局においてフォローアップを適切に実施し、必要に応じて事業内容や推進スケジュールなどを変更します。

また、目指すべき姿を実現するため、各事業について第4章に定める時津町DX推進基本方針における施策ごとに、目標や具体的な取組を定め、事業の方向性の進行管理を行うためのアクションプランについても計画します。

2. 時津町DX推進本部

DXの推進に当たっては、実際の業務プロセスや現場の課題を把握し、熟知している各担当部門の知見が必要であり、各業務担当部門との緊密な連携が不可欠であることから、副町長を本部長（CIO）とする時津町DX推進本部を設置しています。

DX推進本部は、積極的にデジタル技術やデータを活用して本町行政を変革していくDXの司令塔として、企画立案や部門間の総合調整、全体方針や個々のDXの取り組みの進捗管理等を行っています。

本部長（兼CIO：最高情報統括責任者）
本部長（CIO）は、町長の理解とリーダーシップの下、全庁的なDX推進体制を整備し、庁内全般を把握するとともに、部局間の調整を行う。
・副町長
副本部長
・総務部長、福祉部長、教育次長、建設水道部長、議会事務局長
本部長補佐（兼CIO補佐）
本部長補佐（CIO補佐）及び事務局は、本部長（CIO）のマネジメントを専門的知見から補佐する。
・行政管理課長、[事務局] 行政管理課職員
本部員
・総務課長、税務課長、政策財務課長、戦略推進課長、施設整備課長、福祉課長、住民環境課長、高齢者支援課長、国保・健康増進課長、時津保育所長、都市整備課長、産業振興課長、区画整理課長、上下水道課長、教育総務課長、社会教育課長、会計課長、時津保育所長、農業委員会事務局長

第4章 計画の方向性

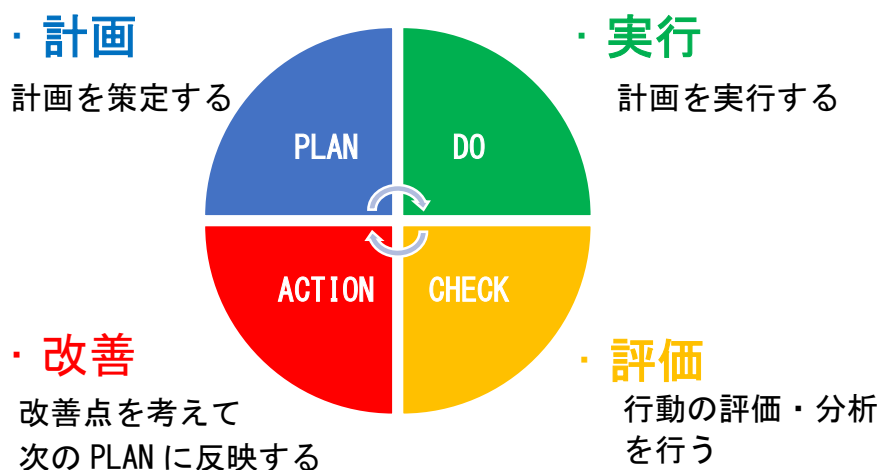
1. 時津町DX推進基本方針

「第6次時津町総合計画」に掲げる時津町の将来像「生活都市 とぎつ ～誰もが“住みたい” “住み続けたい” 町へ～」を実現する手段の一つとして、デジタル技術の活用を推進するため、次の3つの基本方針を定め、それぞれの基本方針に基づく施策を展開します。

基本方針	施策
【基本方針1】 デジタル技術を活用した住民サービスの向上	① マイナンバーカードの利用促進 ② 行政手続のオンライン化 ③ デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 ④ デジタルデバйд対策 ⑤ キャッシュレス導入
【基本方針2】 デジタル化による行政運営の効率化	⑥ 地方公共団体情報システムの標準化 ⑦ 自治体のAI・RPAの利用促進 ⑧ 行政内部のデジタル改革
【基本方針3】 安心・安全の確保と人材育成	⑨ セキュリティ対策の徹底 ⑩ 職員研修の充実

2. 計画の進行管理

本計画では、時津町DX推進本部が全庁的なデジタル化の進行管理を行い、PDCAサイクルによりデジタル化の取組の横展開や全体最適化を図り、本町行政を変革していきます。



第5章 実現に向けた施策・事業の展開

基本方針1 デジタル技術を活用した住民サービスの向上

新型コロナウイルス感染症の影響から、様々な場面で非対面方式が求められるようになり、窓口に出向かずに手続きができることなどへの住民等のニーズが高まっています。

本町の行政運営においても、住民サービスを更に向上させるとともに、事務効率化を図るため、本計画に基づき、デジタル技術の活用・推進に取り組みます。

施策① マイナンバーカードの利用促進

施策推進方針

【現状・課題】

本町のマイナンバーカード保有枚数率は全国平均を超える状況となっていますが、オンライン申請や窓口業務におけるマイナンバーカードの利活用先が限られていることが課題となっています。

【これまでの取組】

令和5年2月に、転出手続きに関して、マイナポータルを通じてオンラインで届出ができる「引越しワンストップサービス」を導入しました。また、令和7年2月に、マイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる「証明書コンビニ交付サービス」を導入しました。

【目指すべき姿】

マイナンバーカード普及促進の課題として、マイナンバーカードの利活用先が限られていることが挙げられているため、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したオンライン申請の拡大や、窓口業務における申請書等の記載省略化を目的とした「書かない窓口」などの導入を進め、マイナンバーカードを所持するメリットを享受できるサービスの提供を目指します。また、窓口業務の省力化により人的リソースを確保し、窓口で住民一人ひとりに寄り添った、よりきめ細やかなサービスの提供を目指します。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
コンビニ交付（住民票・印鑑）	住民環境課	運用	運用	運用
コンビニ交付（税証明）	税務課	事業検討	導入	運用
書かない窓口	住民環境課	事業検討	事業検討	運用
カード交付管理システム	住民環境課	事業検討	導入	運用

施策② 行政手続のオンライン化

施策推進方針

【現状・課題】

行政手続オンライン化については、導入に伴う業務の見直し等に時間・人材・費用を要することに加え、従来の紙を使った申請等も残す必要があり、業務が煩雑になる恐れがあるため、対象業務を精査し、高い導入効果が見込まれる手続きから実施しています。

オンライン化を行っている手続においても、利用者のニーズを把握し、サービス価値を高める取組を継続しなければ住民の利便性向上には繋がらず、また、フロント部分だけでなく、バックオフィスも含めた業務改革の取組を徹底しなければ、行政運営の簡素化や効率化を実現は困難となります。

【これまでの取組】

令和4年度に、国が示した「特に国民の利便性向上に資する手続」とした子育てや介護関係の手続き、転出届や転入届の予約など、マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用してオンライン上で行うことができるよう申請管理システムを導入しました。

また、令和5年度には、時津町公式LINE開設に合わせ、LINEのインターフェイスで水道の開閉栓や各種イベントの参加申込みなどの手続きができるように、LINE申請受付システムを導入し、それ以降も随時手続き等の種類を増やしています。

【目指すべき姿】

行政手続のオンライン化に当たっては、入力の手間が利用促進の障壁にならないように、デジタル手続法で示されたデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続が一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として、各種行政手続において、役場の窓口に行くことなく、いつでもどこでもスマートフォン等からオンライン申請ができるよう、要望が多い手続きや導入効果が高いと見込まれる手続きから順次オンライン化を進めます。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
LINE申請受付等システム	行政管理課	運用	運用	運用
ぴったりサービス	行政管理課	運用	運用	運用

施策③ デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

施策推進方針

【現状・課題】

県や他市町などと連携し、Society5.0の実現に向け、地域の機能やサービスの効率化・高度化を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組を推進しています。

地域社会のデジタル化に係る事業については、地域活性化、医療・健康・福祉、環境、交通など幅広い分野が想定されますが、単に他団体の事業を模倣して導入するのではなく、地域課題に応じたデジタル実装の取組を推進していくことや、それらに取り組みするために必要なリソースの確保が課題となっています。

【これまでの取組】

本町においては、令和元年度に長崎広域連携中枢都市圏を構成する長崎市・長与町及び本町の1市2町が共同でオープンデータの取組を開始しました。令和4年度には長崎県及び県下全21市町と共同で「つながる長崎データ連携基盤」の運用を開始（令和8年3月末運用停止）し、観光・防災分野を中心に、観光施設一覧や指定緊急避難場所といったデータを活用し、地図情報サービスの提供やAPIの公開等を行ってきました。

また、令和6年度に社会教育施設の予約をオンラインでできるように、公共施設予約システムを導入しました。

【目指すべき姿】

「地方こそ成長の主演」との発想に基づき、地域活性化、医療・健康・福祉、環境、交通など、多岐にわたる分野でデジタル技術や新技術を活用し、地域課題の解決に取り組みます。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
オープンデータへの取組促進	行政管理課	運用	運用	運用
つながる長崎データ連携基盤	行政管理課	運用	運用停止	運用停止
公共施設予約システム	社会教育課	運用	運用	運用
デジタルウォーキングイラストマップ	戦略推進課	導入※1	運用	運用
指定避難所等へのフリーWi-Fi整備	行政管理課 社会教育課	事業検討	導入※1	運用

※1：指定避難所へのフリーWi-Fi整備

指定避難所になっている施設のうち、使用頻度が高い総合福祉センター、コスモス会館及び北部コミュニティセンターでは、避難所開設時における通信手段確保のため、防災用ポケットルータを利用しているが、収容人数に対して通信帯域が狭いことから、光回線をバックボーンとするフリーWi-Fiを整備し、災害時だけでなく、平時においても利用できるようにすることで、地域社会のデジタル化を推進するもの。

施策④ デジタルデバイド対策

施策推進方針

【現状・課題】

デジタル化の進展により、民間や行政による様々なスマートフォンアプリが展開されています。こうした流れは、時間や場所を問わずにサービスを受けられるなど、多くの人にとって利便性を提供する一方で、デジタル化の流れについていくことが難しい人がいることも事実であり、デジタル化の恩恵を享受できる人とできない人との間に格差が生じていることが課題となっています。

【これまでの取組】

令和4年度から、多くの住民、特に高齢者がデジタル社会の恩恵を実感できる環境づくりを推進するよう、公民館講座や民間事業者と協力してスマホ教室を開催しており、今後も当面の間は、継続して開催する予定です。

【目指すべき姿】

誰一人取り残さない全世代型のデジタル社会を実現するため、デジタル機器の操作に不安を感じる高齢者を中心に、スマホ教室を開催するなど、行政手続のオンライン化等による利便性を享受できる環境づくりを進めます。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7 年度	R8 年度	R9 年度
高齢者等向けスマホ教室	行政管理課 社会教育課	継続	継続	継続
シニアクラブでのスマホ教室	高齢者支援課	継続	継続	継続

施策⑤ キャッシュレス導入

施策推進方針

【現状・課題】

キャッシュレス決済は現金よりも利便性が高く、非接触で納付ができるため、全国的に導入が進んでおり、本町においても町税や一部の公共施設の料金等で利用が可能となっています。しかしながら、これ以外で件数が最も多い保険料等において、情報システム標準化が完了する前にキャッシュレス決済を導入した場合、システム改修などによる二重投資が発生する可能性が高く、これらの業務に関しては、現時点では既存の口座振替を優先し、キャッシュレス導入は控えている状況です。

【これまでの取組】

令和5年4月から、町税等の納入通知書にQRコードを印刷することで、キャッシュレス決済に対応しました。また、令和4年度には、崎野自然公園でWEB予約・決済サービスを導入し、令和6年度には、公共施設予約システムの導入に合わせ、とぎつカナリーホールにキャッシュレス決済対応のチケット販売システムを導入しました。

【目指すべき姿】

公金収納におけるキャッシュレス決済の対象を増加させることは、住民等の利便性向上や職員の現金取扱いに伴う事務負担の軽減に繋がるとともに、収納率の向上も見込まれることから、オンライン申請から支払いまで完結できるよう環境整備を進めます。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7 年度	R8 年度	R9 年度
崎野自然公園 WEB 予約・決済	都市整備課	運用	運用	運用
チケット販売システム	社会教育課	運用	運用	運用
L I N E 決済機能	行政管理課	導入※1	運用	運用
eL-QR を活用した公金収納	会計課	事業検討	導入	運用

※1：L I N E 決済機能導入

「L I N E 申請受付等システム」に、交通災害共済加入申込と会費の支払いができるよう、令和7年度にキャッシュレス決済の機能を追加するもので、以降も必要に応じて、対象業務を拡大する計画です。

基本方針 2 デジタル化による行政運営の効率化

住民ニーズが多様化・複雑化する中で、住民サービスの向上を目指して人材を確保し、活用することは、町が主体となって取り組むべき課題となっています。そのため、人口減少と少子高齢化が進むなか、限りある経営資源で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、AIやRPA等による業務の自動化・省力化を図ります。さらに、国が定める標準準拠仕様に対応した自治体情報システムに更新することで、システムの運用・保守に係る人的・財政的コストの削減を図ります。

施策⑥ 地方公共団体情報システムの標準化

施策推進方針

【現状・課題】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、対象業務の情報システムを令和7年度までに標準化準拠システムへ移行します。本町では、計画どおりに移行準備を進めているものの、移行期限である令和7年度は、業務量の増大が懸念されることから、効率的かつ安全な移行作業の推進には、各業務所管課・行政管理課・システムベンダーの3者間で、これまで以上に緊密な情報共有や連絡調整が求められます。

標準準拠システム稼働後は、システム開発期間が短かったこともあり、予期せぬシステムエラーの発生等が懸念されるため、当面の間は、検証環境で事前にテストを行うなどの対応が必要となります。

【これまでの取組】

国が策定した手順書等に基づき、各業務所管課・行政管理課・システムベンダーの3者間で連携を図りながらシステム移行作業を進め、令和7年11月10日に個人住民税申告受付業務、令和8年1月5日に住民記録・税・保険などの17業務、同年2月24日に戸籍及び戸籍附票の2業務について、これらの業務を処理する標準準拠システムが稼働しました。

【目指すべき姿】

地方公共団体情報システムの標準化により、将来に向けたシステムの運用・保守・改修等に係る人的・財政的な負担軽減を図り、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにする。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
地方公共団体情報システムの標準化	行政管理課 各所管課	移行完了	運用	運用

施策⑦ 自治体のAI・RPAの利用促進

施策推進方針

【現状・課題】

生産年齢人口の減少が続くなか、高齢者人口がピークとなる2045年に向けて、限られた経営資源の中で、持続可能な行政サービスの提供を維持するために、AIやRPAといったデジタル技術を活用し、業務の効率化や省人化を実現する必要があります。

【これまでの取組】

令和4年度の行政手続きオンライン化対応業務では、RPAを活用し、住民がマイナポータルから行った申請データを基幹系システムに自動入力するシステムを構築しました。その後、他の業務にもRPAを活用し、更なる自動化を推進しています。

また、AI（生成AIを含む）の活用においては、インターネットなど外部に繋がるネットワーク上で提供されるシステムで個人情報や機密情報を取り扱わないなど、法令や時津町情報セキュリティポリシー等に抵触しない限り、使用を制限していないため、各職員が安全面に配慮した上で創意工夫して、生成AI等を活用しながら業務の効率化や省人化を推進しています。

【目指すべき姿】

負担の多い業務プロセスにおいて、プロセスを定型化してフローを「見える化」した上で、AI・RPAなどのデジタル技術を効果的に活用することで、人手の不足している業務の効率化や省人化を図ります。その結果、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できる環境を整えます。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
RPAの利用業務拡大	行政管理課	運用	運用	運用
生成AI等の利活用促進	行政管理課	運用	運用	運用

施策⑧ 行政内部のデジタル改革

施策推進方針

【現状・課題】

住民サービスに直結する分野のデジタル化を優先してきたことから、それに比べると行政内部のデジタル改革の進展は遅れが見られる状況ですが、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするために、今後、行政内部のデジタル改革を積極的に推進し、業務の効率化を進め、職員への負担軽減を図る必要があります。

【これまでの取組】

令和5年度にペーパーレス会議ができる環境を構築し、会議における準備等の省力化や内容の充実を図りました。また、令和6年度に全庁型GISを導入し、町の地理空間情報上に、災害警戒区域、オープンデータの情報や自治会のエリアなどを共有できるようにし、業務効率化を実現しています。

【目指すべき姿】

デジタル改革を推進するためには、単にシステムを導入するだけでは十分な効果は期待できず、現行の事務フローを分析し、課題を明確化したうえでプロセスを改善し、効率化の目標を設定することが重要です。そして、その目標を達成するために適切なデジタルツールを選定し、行政内部の業務効率化をさらに進めることで、職員が住民サービスや地域課題解決に注力できる体制を構築します。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
ペーパーレス会議環境整備	行政管理課	運用	運用	運用
全庁型GIS	行政管理課	運用	運用	運用
庶務管理システム	総務課	導入※1	運用	運用
保育ICTサービス	時津保育所	事業検討	導入※2	運用

※1：庶務管理システム導入

現在、手作業で行っている時間外勤務時間の集計、休暇等の申請や年末調整の処理などに関して、令和7年度に庶務管理システムを導入し、職員の負担軽減や業務効率化を図ることとしている。

なお、導入費用の軽減を図り、運用のノウハウを他自治体と共有するなど、導入効果をより高めるために、長崎県市町村行政振興協議会が実施する電算化共同事業で提供され、現在県内8市町で共同利用している庶務管理システムを導入する。

※2：保育ICTサービス導入

登降園の確認や欠席等の電話連絡を、二次元コードを使った打刻や保護者アプリから申請ができるようにするとともに、紙や電話で行っていた保護者への連絡をメール配信やスマホの通知機能で行うことができるようなサービスを導入し、職員の業務省力化や保護者の利便性向上を図り、より質の高い保育ができる環境づくりを推進するもの。

基本方針 3 安心・安全の確保と人材育成

デジタル化を推進していくに当たり、デジタル技術への理解を深めるだけでなく、すべての職員が「デジタル化の意義や必要性」を理解し、組織文化と風土の変革を実現することが求められます。全庁的なデジタル化を促進するため、デジタルリテラシーやセキュリティ対策向上を目的とした研修を実施することで、意識改革を実現するための取り組みを進めます。

施策⑨ セキュリティ対策の徹底

施策推進方針

【現状・課題】

国は、社会情勢の変化等に応じて「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行っており、本町では、改定内容を踏まえ、適宜、時津町情報セキュリティポリシー等の見直しを行うとともに、基準に適合するようセキュリティ対策を講じてきましたが、特にハード面におけるセキュリティ技術の高度化が進み、運用に伴う職員の負担が増加傾向にあります。

【これまでの取組】

ソフト面では、平成 17 年 4 月に「時津町情報セキュリティポリシー」を策定し、全職員を対象とする個人情報保護研修を年 1 回開催し、その中で、情報セキュリティの知識習得を図り、情報取扱いに対する意識啓発を行っています。ハード面では、マルウェア対策や不正アクセス対策に加え、資産管理システムの導入やネットワークの 3 層分離などの対策を行ってきました。

【目指すべき姿】

住民の方が安全にサービスを利用できるだけでなく、職員も安心して業務ができるよう、全職員向けのセキュリティ研修や、マルウェア対策や不正アクセス対策、インターネット経由での標的型攻撃等を想定し、適切な防御策を講じることを徹底します。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7 年度	R8 年度	R9 年度
情報セキュリティポリシー	行政管理課	改定	—	—
セキュリティ対策	行政管理課	運用	強化※1	運用

※1：セキュリティ対策強化

複雑化・巧妙化するサイバー攻撃により、保有するシステム等に深刻かつ致命的な被害を生じさせないように、サイバーセキュリティ対策の強化を図るため、必要なシステム（業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム）を整備する。

施策⑩ 職員研修の充実

施策推進方針

【現状・課題】

デジタル化を推進するに当たっては、情報システム等を取り扱う職員の意識や技量等が重要となるため、個人情報保護研修は全職員を対象に毎年実施し、また、情報セキュリティや情報化などに関する研修は全職員に受講を案内しています。しかしながら、職員の学習意欲に差があるため、研修に参加する職員が固定化される傾向が見られ、デジタル化関連の知識格差が拡大する懸念があります。

【これまでの取組】

全職員を対象とする個人情報保護研修を年1回開催するほか、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施する情報セキュリティや生成AIなどの情報化に関する幅広い研修を受講するよう適宜全職員に案内するとともに、特に情報担当部署の職員においては、民間事業者等が実施する研修にも参加し、高度で専門的な知識の習得にも努めています。

また、令和4年度には、町長を含め職階に応じた内容で、自治体DX推進に向けたマインドチェンジ研修を開催しました。

【目指すべき姿】

デジタル化を推進するためには、庁内全体で「デジタル化の意義や必要性」の共有を図った上で、育成・確保すべきデジタル人材像の明確化が必要です。職員の意識改革やデジタルリテラシー向上を目的とした研修を実施し、各職員が導入されたデジタルツールを活用する能力を習得してもらい、主体的にデジタル技術を活用できる人材を育成します。

事業概要				
事業名／事業概要	担当課	R7年度	R8年度	R9年度
個人情報保護研修	行政管理課	継続	継続	継続
J-LIS 教育研修	行政管理課	継続	継続	継続
情報システム等研修	行政管理課	継続	継続	継続

時津町 D X 推進計画

発行：令和 7 年 4 月（令和 8 年 3 月改訂）

編集・発行：時津町総務部行政管理課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1

TEL：095-882-2211（代表）

URL：<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>